

## “過労死を考える家族の会”と学会活動との関りについて

寺西 笑子

全国過労死を考える家族の会 代表世話人

Emiko TERANISHI "Family Association Concerned about Karoshi (Karoshi-wo-kangaeru Kazokuno-kai)" and the Activities of JSKR

### 1. はじめに——家族の会について

1988年6月に第1回全国一斉過労死110番が開設されたことで、どこにも相談できなかつた過労死遺族が表面化しました。過労死110番の弁護士に相談した人たちが繋がるようになり、1989年に名古屋を皮切りに東京など7地域で家族の会が結成され、1991年11月22日勤労感謝の日の前日に「全国過労死を考える家族の会」(以下全国家族の会という)が結成されました。

同年に、『日本は幸福か: 過労死・残された50人の妻たちの手記』、1997年に第2弾、『死ぬほど大切な仕事ってなんですか: リストラ・職場いじめ時代に過労死を考える』を発行しました。

全国家族の会は、毎年11月、国への要請行動、宣伝行動、集い、総会・交流会を行い、多くの人に過労死問題を訴え社会へ警鐘を鳴らしています。しかし過労死は減るどころか増え続けており、被災者は中高年から若年層へと拡がり入社1年目の娘や息子を亡くした親や育ち盛りの子ども抱えた妻が相談にこられます。

私たちは悲慘な思いをする遺家族をこれ以上つくってはならない思いから、「過労死防止基本法」の制定を求める(過労死弁護士全国連絡会議第21回全国総会決議)活動に取り組みました。2011年11月に過労死防止基本法制定実行委員会の呼びかけ団体として参加し、100万人署名、地方議会意見書採択、院内集会、議員へのロビー活動など、制定運動に力を尽くしました。

2014年6月過労死等防止対策推進法の成立後は、法に基づく厚生労働省・過労死等防止対策推進協議会の当事者委員として4名が「過労死防止対策大綱」作成に参画しています。同時に啓発シンポジウム、啓発授業などで遺族の体験を語り、過労死は身近に起こる問題として関心を深めてもらい、自分の生命と大切な人の生命を守

る知識を発信しています。現在、全国家族の会は17地域で活動しています。

### 2. 過労死防止学会との関り

これまで法制定運動を共に取り組んできた(故)森岡孝二先生(関西大学名誉教授、元過労死防止学会代表幹事)から、2015年に学会の設立案内をいただきました。

いわゆる「学会」とは無縁のため躊躇していたところ、過労死防止学会は学者・研究者だけでなく、弁護士の方々や各地で過労死をなくすことに取り組んでいる活動家、ジャーナリスト、そして過労死の被災者とその家族など、多様な人びとの力で「過死防止対策」の調査・研究するための組織という設立趣旨を知らされました。森岡先生から家族の会にも広く連携と協力が求められていると考え、学術や研究の分野に無縁だった私たちも入会しました。

森岡先生のご奮闘で設立準備が進められ、2015年5月23日、明治大学リバティタワーに於いてTV・新聞報道関係者を含む多くの参加者で埋め尽くされたなかで、「過労死防止学会設立記念大会」が開催されました。私も共通論題のパネラーとして、「過労死のない社会の実現をめざす遺族の願いと防止法の課題」と題し報告しました。その際に親を過労死で亡くした遺児(6歳)の作文を紹介しました。過労死遺児たちにとって、突然に親と死別するという体験は強い衝撃となり、子どもの成長に大きな影響を与えます。

当会ではそうした子どもが元気に育つことを願い「親子交流会」の開催を報告したところ、会場参加の厚生労働省対策推進室の方が家族の会活動に関心を持たれ、過労死等防止対策推進法に基づく「民間団体の活動による支援」対象の意向を示していただき、2016年から「過労死遺児等を対象とした交流会」が国の事業として開催さ

れることになり、家族の会にとって良いスタートになりました。

### 3. 過労死防止学会との関り家族の会活動のこれまで

多くの家族会の会員は、ある日突然に家族が過労死等で斃れられたことで辿り着いた方々ばかりです。とりわけ家庭の大黒柱を亡くした家族の救済が急がれる中、家族会を結成してからの約10年間は過労自殺の労災認定基準はなく、脳・心臓疾患の認定基準の範囲も非常に狭いため、過労死の救済は針の穴にロープを通すようなものだと例えられました。

国の認識は「過労で人は死なない」、自殺は「故意によるもので労災の対象外」とされ救済が困難な時代でした。それでも逆境にめげず諦めることのない遺族と弁護士たちが訴訟を起こし裁判で闘い判決を勝ち取るなど粘り強い闘いを積み重ねてきたことで、国を動かし労災認定基準をつくり改正させるなど救済の道を拓いてきました。

1999年9月、心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針が策定されたことで、自殺事案が行政段階で労災認定されるようになりました。2001年、脳・心臓疾患の認定基準が改正されたことで、亡くなる前の1週間の評価から6か月間の長期間の過重業務を評価するようになりました。

2021年9月、20年ぶりに脳・心臓疾患の認定基準が改正され、2023年9月、精神障害についても12年ぶりに労災認定基準が改正されました。しかし、本年6月公表されたR5年度の労災補償状況をみれば認定件数が著しく増えている気配はありません。実際には次に示すように請求件数は過去最多に増加しているにもかかわらず、認定件数がそれに対応し増加しているわけではないのです。

令和5年度労災請求件数(令和6年6月28日厚生労働省公表)

- ・脳・心臓疾患に関する請求件数… 1,023件、前年度比220件の増加  
うち死亡の請求件数は…………… 247件、前年度比 29件の増加

- ・精神障害の請求件数は…………… 3,575件、前年度比892件の増加  
うち未遂を含む自殺の請求件数… 212件  
前年度比 29件の増加

### 4. 過労死防止活動のこれまで

私たちは増え続ける過労死に歯止めをかけ過労死をなくしたい思いで、過労死を防止する法制定運動を推し進めてきました。構想から6年後の2014年6月に過労死等防止対策推進法が成立して、本年は10年を迎え法に基づき3回目の大綱見直しにあたり、過労死等防止対策推進協議会が4回開催されました。

これまで法に基づく4つの枠組み(調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の支援)で対策が講じられ、私たちは主に啓発と民間団体の活動支援に係わっており、毎年11月に47都道府県で開催される啓発シンポジウムと中学・高校・大学などの啓発授業に参加しており、参加者の感想文から活動は評価され定着していることが確認されます。しかしながら労災請求件数が増加の一途を辿っている現状をみれば、本法律が職場に活かされていないことを推測します。

協議会の当事者委員として大綱の見直し過程で以下の意見を述べました。調査研究について10年間の分析結果により得た知見を実効ある対策に生かすこと。使用者に義務付けられている労働時間の把握義務の徹底、自己申告制をなくす、ハラスメント防止法、コンプライアンス対策の義務化、ILO190号条約の批准、勤務間インターバル制度導入の義務化、企業向け意識改革の啓発活動、人権デューデリジェンスの取組等々を問題提起しました。

### 5. 過労死防止学会に期待すること

過労死等防止対策推進法の第三条「基本理念」では、「過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに過労死等を防止することの重要性につい

て国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならない」と明記されています。

過労死防止学会においては、ぜひ多面的な調査研究を行い、皆様の英知で過労死問題の深刻な現状に対する打開策を打ち出していただき

たいと思います。過労死を考える家族会としても、一人ひとりが得た経験や知識を出しあうことでそれに協力したいと思っています。過労死をなくすために取り組まれている皆様の学会活動の発展に期待します。